

# 第三次愛媛県ギャンブル等 依存症対策推進計画の概要

## 第1章 計画の概要

### 1 計画の趣旨

本県においては、平成31年4月に「第一次愛媛県ギャンブル等依存症対策推進計画」、令和5年5月に「第二次愛媛県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、依存症対策の体制整備に努めたほか、広報啓発活動や相談・治療につなげる取組等を実施してきたところである。

このたび、国の基本計画の変更及びギャンブル等依存症に関する状況の変化、第二次計画策定の結果（評価）等を踏まえ、引き続き各関係機関と連携しながら、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発、適切な治療及び回復支援、再発防止等の切れ目ない支援体制を講じていくため第三次計画を策定した。

### 2 愛媛県ギャンブル等依存症対策推進計画について

計画の位置づけ：ギャンブル等依存症対策基本法による。

計画期間：令和8年度から令和10年度（3年間）

### 3 基本的な考え方

#### （1）基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施
- ギャンブル等依存症を有し又は有していた者とその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ギャンブル等依存症に関連して生ずる、多重債務、生活困窮、家庭内不和、自殺等の問題、犯罪等に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との連携が図られるよう配慮

#### （2）基本的な方向性

- ギャンブル等依存症の正しい知識の普及及び予防する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療の質の向上と連携の促進
- ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

## 第2章 ギャンブル等依存症の状況

### 1 ギャンブル等依存症について

#### （1）ギャンブル等依存症とは

ギャンブル等にのめり込んで自分の意志でコントロールできなくなる精神疾患の一つ。一般的なイメージは、病気として認識されることは少なく、遊びが過ぎた結果としての自己責任のイメージが強く、治療や回復への道があることすら知られていないのが実情であり、このような誤ったイメージを持たれていることが、治療や回復への大きな妨げとなっている。

## (2) ギャンブル等依存症による周囲への影響

- 日常生活への影響：周囲との時間を持ってない等の変化が見られる。
- 多重債務：賭金を確保するために借金を重ね、返済が困難になる場合がある。
- 犯罪の発生：横領、窃盗等の犯罪を行う場合がある。
- DV や虐待：配偶者や子どもに対し、身体的暴力等を行うリスクが高まる。
- 心身の不調：経済的疲弊に伴い、本人や家族が気分障害を発症するおそれがある。
- 信用の失墜：怒りっぽくなったりすることで、信用のない人間として見られるようになる。
- 自殺：家庭内不和をはじめ複数の要因がもとで自殺に追い込まれる可能性がある。
- 貧困：賭金を確保するために生活費を使い込み、生活が困窮する場合がある。
- ケアラー/ヤングケアラー：支援が重荷となり心身に不調をきたす、学業等に影響が出ることがある。

## (3) ゲーム依存との関連

世界保健機関（WHO）は、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD-11）」において、「Gaming disorder」（いわゆるゲーム依存）を新たに分類項目として明記した。オンラインゲーム等による過度な課金を行ったことにより生じる金銭的な問題については、ギャンブル等依存症の患者のケースでも見られるため、国の動向を注視しながら、知識の普及啓発、精神保健福祉センターや保健所での相談支援の実施、ゲーム依存に対応できる専門性のある相談員の人材育成を進めていく必要がある。

## 2 ギャンブル等の状況

(1) 県内ぱちんこ営業所数の年次推移：平成 21 年をピークとして概ね減少傾向。

(2) 県内ぱちんこ台数の年次推移：平成 29 年をピークに減少傾向。

(3) 競輪の状況：

松山競輪の 1 日当たりの平均車券発売金は、令和 2 年度以降は増加傾向に転じ、令和 5 年度には約 4.5 億円に増加。一方、インターネット投票や電話投票の増加を背景に、1 日平均入場者数は、減少傾向。

(4) 競馬・オートレース・モーターボート競走：

県内にこれらの会場はないが、インターネット投票等の利用により県外で行われるこれらの公営競技に容易にアクセスできるようになっている。

(5) オンラインカジノ：

国内の年間賭額の総額は約 1 兆 2,423 億円。本県でも一定数の利用者がいると考えられる。

## 3 ギャンブル等依存症に関する現状

(1) 国内における状況：

「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査（令和 5 年度調査実施・令和 6 年 10 月公表）（久里浜医療センター）」によると、過去 1 年間にギャンブル等依存が疑われる者の割合は全体で 1.6%と推計。

(2) 県内のギャンブル等依存患者の状況

令和 6 年の病的賭博を含む疾病分類「成人の人格及び行動の障害（F6）」の入院患者は 9 人、ギャンブル等依存症の総外来患者数は令和 4 年で 31 人。

## 4 ギャンブルによる社会問題

自殺、配偶者からの暴力（DV）、児童虐待

## 5 地域における相談状況

県内保健所及び心と体の健康センターで令和6年度に受け付けた依存症に関する相談件数のうち、ギャンブルの相談は、保健所で37件、心と体の健康センターで375件。

## 6 地域の医療機関及び民間団体

### (1) 医療機関

- 一部の精神科病院等において、入院や外来によりギャンブル等依存症の診療に対応
- 総合的かつ専門的に治療等に関わる専門医療機関は不足している状況

### (2) 民間団体

当事者が継続してギャンブルを止めたり、当事者の家族が、ギャンブル等依存症によって抱える困難や悩み等を分かち合うために、自発的な集まりの場が重要な役割を果たしている。

- ギャンブラーズ・アノニマス (GA)
- ギャモン松山
- メリーゲート (松山)
- えひめダルク
- コスモスの会
- 全国ギャンブル依存症家族の会愛媛

また、ギャンブル依存症を考える会・愛媛においては、ギャンブル問題を抱える当事者と家族のための冊子「ギャンブル依存症回復の道」を発行するほか、関係機関とのネットワークづくり等を行っている。

## 第3章 これまでの取組と評価

重点目標1	ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行い、将来にわたるギャンブル依存症患者の発生を予防
達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依存症民間団体普及啓発委託事業による参加者数：176名（令和5年度及び6年度）</li> <li>・ 普及啓発への参加者数：1,116人（令和5年度～令和7年度）</li> </ul>

重点目標2	ギャンブル等依存症に対する包括的な支援体制の構築		
具体的目標	達成状況		
(1) 相談拠点の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族教室の開催及び研修</li> <li>・ 個別・集団プログラムの開催</li> </ul>		
(2) 医療提供体制の確保 専門医療機関を中予に 1か所以上選定	計画策定時	目標値	達成状況 (R6)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門医療機関 東予 1か所 南予 1か所</li> <li>・ 治療拠点機関 南予 1か所</li> </ul>	中予にて専門医療機関を1か所以上選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門医療機関 東予 1か所 南予 1か所</li> <li>・ 治療拠点機関 南予 1か所</li> </ul>
(3) 民間団体との連携体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依存症民間団体普及啓発委託事業の実施</li> <li>・ 依存症対策推進計画策定委員会の開催</li> </ul>		

今後は、相談拠点機関（心と体の健康センター）や保健所等の相談機関、専門医療機関、自助グループ支援団体へと早期につなぐ体制を構築し、関係機関が連携して包括的なギャンブル等依存症対策に取り組む必要がある。

## 第4章 重点目標及び重点施策

### 【重点目標】

- 1 ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行い、将来にわたるギャンブル依存症患者の発生を予防：県が実施する普及啓発事業への参加者数
- 2 ギャンブル等依存症に対する包括的な支援体制の構築
  - (1) 相談拠点の機能充実：相談件数の増
  - (2) 医療提供体制の確保：治療拠点機関数の増
  - (3) 民間団体との連携体制を構築

### 【重点施策】

- 1 本県におけるギャンブル等依存症に関する状況把握に努めるとともに、各地域の実情に応じ、本人及びその家族を含めたすべての世代が正しい知識を得て適切な予防・回復に取り組むことができるよう普及啓発を推進する。
- 2 ギャンブル等依存症を有する者及びその家族が適切な相談、治療、回復支援を受けることができるよう連携体制を強化する。
  - (1) 相談拠点の機能を充実させるため、職員のスキルアップを図り相談支援に生かしていく。
  - (2) 専門医療機関を選定する。
  - (3) 相談拠点、専門医療機関及び治療拠点機関の連携強化
  - (4) 地域における医療機関、民間団体の把握及び役割確認と包括的な支援体制の構築

## 第5章 基本的施策

6つの基本的施策について、それぞれの現状等、目標、対応を記載し、関係機関との情報共有、実態把握及び課題抽出に努めていく。

### 1 予防教育及び普及啓発

メンタルヘルスに関する教育の推進、学校教育等の推進、未成年者のいる家庭に対する周知、職場教育の推進、広報・啓発の推進、市町・関係団体・事業者等との連携による社会全体での取組

### 2 不適切なギャンブル等の誘引防止

射幸心をあおるなど適性を欠く誘引広告の防止、各種のめりこみ防止や未成年・依存症を有する者の入場制限対策、依存症に関する知識の普及啓発等の配慮要請

### 3 ギャンブル等依存症に係る医療の充実等

医療体制の整備、医療の質の向上

## 4 ギャンブル等依存症の相談支援等

地域における相談支援体制の充実、地域における回復支援の推進、相談支援担当者の人材育成、職域における対応の促進

## 5 ギャンブル等依存症からの回復維持（社会復帰のための本人及び家族への支援）

ギャンブル等依存症からの回復支援、就労及び復職支援、社会復帰に関わる支援者の育成

## 6 民間団体の活動に対する支援

関係機関との連携、場所の提供、自助グループの役割等を啓発、相談に繋がりやすい仕組みづくり、共に学ぶ機会をもつ

# 第6章 推進体制等

## 1 関連施策との連携について

ギャンブル等関連問題に関する施策との連携が図られるよう、行政機関同士や庁内連携を一層密接にし、相互に必要な連絡・調整を行うとともに、ぱちんこ等を営業する事業者や医療機関、民間自助グループ、弁護士会をはじめとした司法関係者等とも連携を図る。

## 2 計画の策定等について

- 愛媛県依存症対策推進計画策定委員会等を通じて地域の課題を把握及び目標設定し、施策を明示することとした。
- 地域の民間団体、行政、警察、学校、職域、司法、事業者及び医療関係者の様々な関係者による会議等を通じ、協議しながら対策を継続。その際、地域の実情に応じ、関連する施策で既に設けられている場の活用や連携等について、効果的・効率的な運用を検討することが重要。

## 3 計画の見直しについて

- ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、法第23条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも3年ごとにギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するよう努めなければならない。
- 計画対象期間が終了する前であっても、必要に応じてギャンブル等依存症対策推進計画に変更を加える。